



臨時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年11月15日（金曜日）
午前10時 開会
(当日は、午前9時30分より受付を開始いたします。)

開催場所 東京都台東区上野三丁目24番6号
上野フロンティアタワー 14階 当社大会議室

議案

- 第1号議案 資本金並びに資本準備金及び利益準備金の額の減少の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）1名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度一部改定の件

(証券コード 7814)
2024年10月31日

株 主 各 位

東京都台東区上野三丁目24番6号
株式会社日本創発グループ
代表取締役社長 藤 田 一 郎

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本臨時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、「株主・投資家情報」、「IR資料室」、「株主総会関連資料」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
<https://www.jcpg.co.jp/>



株主総会資料 掲載ウェブサイト
<https://d.sokai.jp/7814/24168297/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「日本創発グループ」または証券「コード」に「7814」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませ。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2024年11月14日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年11月15日（金曜日）午前10時
（午前9時30分より受付を開始いたします）
2. 場 所 東京都台東区上野三丁目24番6号
上野フロンティアタワー 14階 当社大会議室
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
決議事項
 - 第1号議案 資本金並びに資本準備金及び利益準備金の額の減少の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）1名選任の件
 - 第3号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度一部改定の件
4. 招集にあたっての決定事項
議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い
各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を、上記各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jcpg.co.jp/>）に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
 - ◎ご来場の際のマスクの着用は、政府方針等を踏まえ株主の皆さまにてご判断いただけますよう、お願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 資本金並びに資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

本議案は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を促進する一環として、適切な税制の適用を通じて財務内容の健全性を維持し、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的に、資本金並びに資本準備金及び利益準備金の額の減少を実施いたしたく存じます。

具体的には、会社法第447条第1項の規定に基づき、払戻しを行わない無償減資として、発行済株式総数を変更することなく資本金の額を減少し、減少する資本金の額全額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、同法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額を減少し、減少する資本準備金の額全額をその他資本剰余金に、減少する利益準備金の額全額を繰越利益剰余金に振り替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産合計額に変動を生じるものではなく、発行済株式総数に変更はありませんので、株主の皆さまの所有株式数や1株当たりの純資産額に与える影響はありません。また、業績に与える影響もありません。

1. 資本金の額の減少の内容

- (1) 減少する資本金の額
資本金の額400,000,000円のうち、300,000,000円減少して100,000,000円といたします。
- (2) 資本金の額の減少の方法
会社法第447条第1項の規定に基づき、払戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更することなく資本金の額を減少させ、減少する資本金の額全額をその他資本剰余金に振替いたします。
- (3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日
2024年11月30日（予定）

2. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の内容

- (1) 減少する資本準備金及び利益準備金の額
資本準備金の額21,937,104円のうち、21,937,104円減少して0円とし、利益準備金の額78,062,896円のうち、53,062,896円減少して25,000,000円といたします。

(2) 資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額を減少させ、減少する資本準備金の額全額をその他資本剰余金に、減少する利益準備金の額全額を繰越利益剰余金に振替いたします。

(3) 資本準備金及び利益準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年11月30日（予定）

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）1名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役林基史氏及び菊地克二氏は辞任されます。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
新任 さかした たけし 坂 下 毅 (1964年10月5日)	[略歴、地位及び担当] 1988年 3月 早稲田大学商学部 卒業 1988年 4月 大和証券株式会社 (現株式会社大和証券グループ本社) 入社 1989年 3月 茜証券株式会社 (現マネックス証券株式会社) 入社 1991年 6月 株式会社アスキー (現株式会社KADOKAWA) 入社 2002年10月 株式会社アスコム 入社 2008年 9月 同社 取締役副社長 就任 2020年10月 同社 取締役副社長 辞任 2023年 6月 同社 代表取締役 就任 2024年 3月 同社 代表取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] ・株式会社アスコム 代表取締役社長	—

[取締役候補者とした理由]

坂下毅氏は、経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、また、長年にわたるIT業界・メディア業界での専門的な知識・経験等を有しており、幅広い視点からの当社グループの企業価値向上と持続的成長に資することを期待して取締役候補者とするものであります。

[当社との間の特別の利害関係]

記載すべき事項はありません。

[取締役候補者に関する特記事項]

取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、当該保険の保険料は、全額を当社が負担しております。取締役候補者の選任が承認された場合には、当該取締役候補者が当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度一部改定の件

本議案は、2023年3月24日開催の第8回定時株主総会においてご承認いただいた、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の内容を一部変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬の限度額は、2016年3月25日開催の第1回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。また、上記の報酬とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額200百万円以内、金銭報酬債権の現物出資により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年40万株以内、対象取締役に対して交付する譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間を、割当を受けた日より1年間とすることにつき、それぞれご承認をいただいております。

今般、対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るため、さらなるインセンティブを与えるとともに、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めること並びに株主の皆さまとの、なお一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額600百万円以内、金銭報酬債権の現物出資により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年120万株以内とし、対象取締役に対して交付する譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間について、「割当を受けた日より取締役会が1年間から3年間の間であらかじめ定める期間」とすることのほか、必要な改定を行うことにつき、ご承認いただきたいと存じます。

具体的には、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の上限額600百万円は、原則として3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を初年度に支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度当たり200百万円、発行又は処分される当社普通株式の数40万株を超えない範囲での支給といたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、過半数が社外取締役で構成される当社の取締役会で決定しており、相当なものであると判断しております。

上記につきましては、今後交付される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に交付済みの譲渡制限付株式に関しての譲渡制限期間を変更するものではありません。なお、第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く）1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、現在の対象取締役は3名となります。

本議案が原案どおり承認可決されますと、当社の譲渡制限付株式報酬制度の概要は、次のとおりとなります。

本制度の内容

(1) 概要

対象取締役に譲渡制限付株式を付与するため、取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）を発行又は処分し、これを保有させるものといたします。各対象取締役への金銭報酬債権の具体的な額、譲渡制限期間、及び支給時期についても取締役会決議に基づき決定することといたします。なお、上記の本割当株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役の間で、本制度に係る譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結いたします。本割当契約では、対象取締役は、割当を受けた譲渡制限株式について、本割当契約に定める期間中は譲渡又は担保権の設定その他の処分をすることができないことが定められます。

(2) 本制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び株式数の上限

対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額の総額の上限は年額600百万円以内といたします。なお、上記報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。また、当該金銭報酬債権の払込により発行又は処分をされる本割当株式の総数は年120万株以内（なお、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる割当株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整することができることとする）といたします。

(3) 1株当たりの払込金額

本制度における譲渡制限付株式1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本割当株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の普通株式の公正な価格とし、取締役会において決定することといたします。

(4) 本割当契約において定める内容の概要

譲渡制限付株式の割当に際し、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当を受ける対象取締役との間で締結する本割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により、割当を受けた日より1年間から3年間の間の本割当契約に定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）ことといたします。

② 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、死亡又は任期満了その他正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得することといたします。

③ 譲渡制限の解除

上記①の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除することといたします。ただし、当該対象取締役が、上記②に定める死亡又は任期満了その他正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記②に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整することといたします。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得することといたします。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することといたします。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得することといたします。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めることといたします。

以 上

